

令和 5 年第 3 回臨時会

(3 月 29 日招集)

山都町議会会議録

令和5年3月第3回山都町議会臨時会会議録目次

○3月29日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 行政報告	2
日程第4 議案第31号 令和5年度山都町国民宿舎特別会計予算について	4
日程第5 議案第32号 令和5年度山都町一般会計補正予算（第1号）について	9
閉会	10

3 月 29 日（水曜日）

令和5年3月第3回山都町議会臨時会会議録

1. 令和5年3月29日午前10時0分招集
2. 令和5年3月29日午前10時0分開会
3. 令和5年3月29日午前10時34分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 行政報告
 - 日程第4 議案第31号 令和5年度山都町国民宿舎特別会計予算について
 - 日程第5 議案第32号 令和5年度山都町一般会計補正予算（第1号）について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅 田 穰	教 育 長	井 手 文 雄
総 務 課 長	坂 本 靖 也	清 和 支 所 長	木 野 千 春
蘇 陽 支 所 長	村 上 敬 治	企画政策課長	北 貴 友
税務住民課長	高 橋 尚 孝	健康ほけん課長	木 實 春 美
福 祉 課 長	高 野 隆 也	農林振興課長	松 本 文 孝
建 設 課 長	西 賢	山の都創造課長	長 崎 早 智
商工観光課長	藤 原 章 吉	学校教育課長	工 藤 博 人
生涯学習課長	上 田 浩	そよう病院事務長	飯 星 和 浩

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋 田 浩 幸 外2名

開会・開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。ただいまから令和5年第3回山都町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤澤和生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番、中村五彦君、6番、矢仁田秀典君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（藤澤和生君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

日程第3 行政報告

○議長（藤澤和生君） 日程第3、行政報告の申出がっております。

これを許します。

学校教育課長、工藤博人君。

○学校教育課長（工藤博人君） おはようございます。それでは、今年度事業として、清和地区義務教育学校基本構想、基本計画を策定しましたので、行政報告をいたします。

本件につきましては、令和3年度において策定しました山都町学校規模適正化基本方針に基づき、まずは校舎等の老朽化を喫緊の課題とする清和小学校及び清和中学校について、令和9年度の義務教育学校開設を目指すために、令和4年度内に策定することとしていたものです。

策定までの経緯につきましては、昨年夏頃までに実施した学校関係者や町民に対する学校規模適正化基本方針に係る説明会、秋以降実施しました設立準備委員会の会議、保護者、児童・生徒、教職員等へのアンケート結果等を踏まえ、教育委員会会議における審議等を得て、先般3月23日に開催しました令和5年第4回教育委員会会議において最終調整を図りまして、その後開催されました山都町総合教育会議において、町長、教育長、教育委員による確認を終えたものです。

次に、基本構想、基本計画の概要を説明いたします。

まず、目次です。

第1部として、基本構想を5章立てで項目ごとに掲載しています。

第2部として、基本計画を掲載しています。

それでは、第1部の基本構想です。

まず、第1章では、基本構想の目的と位置づけとして、基本構想策定の前提となる国の方針と本町の上位計画についてまとめ、社会的・時代的背景と本町の置かれた現況を述べ、義務教育学校設置に至った経緯を説明しています。

次の第2章では、山都町清和地区小学校の現状として、清和地区における児童・生徒数の推移と小中学校施設の老朽化の状況を示し、清和地区の小中学校の課題を明らかにするとともに、各種アンケートと意見交換等において寄せられた地域の期待と要望を紹介しています。

次の第3章では、清和地区義務教育学校の教育として、開設する義務教育学校で学んだ子どもたちが生きる未来の社会を概観し、そこから求められる義務教育学校の教育理念「時代を生き抜く力を持ち、未来を拓く」及び教育目標を定め、目指す学校像として三つを掲げ、具体的に解説するとともに、さらに今後の社会における学校施設の地域での役割を記載しています。

次の第4章では、清和地区義務教育学校の整備方針として、第3章で示した目指す学校像により提示した教育活動を実現するための体制と施設の概要を記載しています。その中では建設予定地の候補地も示しました。設立準備委員会の意見としては、候補地4が高評価でありました。

次の第5章では、給食体制として、学校給食施設の整備方針を検討していく上での課題と検討方針を整理しました。義務教育学校の整備を進めていく上で大きい検討課題の一つであるため、記述したものです。

第1部の概要は以上です。

次に、第2部、基本計画です。

一つ目に、新校舎建設の基本的な考え方として、建設予定地として示した四つの候補地の中から、設立準備委員会における意見交換及び教育委員会での審議を踏まえ、敷地の優先順位を示しました。

教育委員会としては、施設整備の際に、清和小中学校の学校運営に影響が少ないこと、また、将来の教育・福祉施設の集約・連携の動きに対応しやすいこと等を踏まえ、今後、調整していきたいと考えています。

そのほか、最小限度の施設規模を想定、配置計画等の考え方、安全性の確保と地域社会との連携等について記述しております。

二つ目に、新校舎の機能と規模として、確かな学力を身につけるための空間づくり、表現力、コミュニケーション力を身につけるための空間づくり、山都の誇りを生み出す空間づくり、それぞれの観点を踏まえ、教室等の数や面積を想定しました。

なお、前提となる諸条件の変更、基本設計のプロセス等を通じて、多少の増減を見込むものです。

三つ目に、現段階の予定として、施設整備スケジュールを掲載しております。

最後に、4枚目に戻ります。

これは計画の概要を示したものです。先ほど説明した内容を踏まえまして、第1部、基本構想の第3章から第5章までと、第2部、基本計画を整理し、計画の概要としてまとめ、併せて、下部のほうに令和5年度以降の検討課題案を示しました。

この基本構想、基本計画は、今後の検討課題となります教育課程、組織事務、地域交流等や施設整備に係る基本資料となります。

なお、今回、タブレットで御覧いただいておりますが、後日、成果品をお配りする予定です。

以上で行政報告を終わります。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） おはようございます。

それでは、令和5年4月1日からの業務体制につきまして、組織の見直しを行いましたので、報告をさせていただきます。

ただいま送りました、2点ございます。

まず、1点目といたしましては、本町にあります大矢野原演習場の対応につきまして、これまで、企画政策課と総務課の二つの課にまたがり行っておりましたが、以前から、周辺住民において組織されております大矢野原演習場周辺対策期成会から要望されておりました演習場対策室を総務課防災係内に設置することといたしました。

職員体制といたしましては、現在と同数で、兼務といたしますが、自衛隊との連絡調整や演習場周辺環境の調整を行い、大矢野原演習場周辺の住民の皆様はもとより、演習場に関する問合せなどに対し、窓口を一本化し、対応するための体制を整備するものでございます。

2点目といたしましては、本年度も普及推進に努めてまいりましたマイナンバーカードのさらなる交付促進と、令和5年度で整備いたします電子申請システムやセミセルフレジなどの操作支援、及び来場者の総合案内と住民相談など、住民サービスの向上を図るために、税務住民課の戸籍住民係に住民相談担当を拡充するものでございます。

今後におきましても、業務体制につきましては随時見直しを行いながら、さらなる住民サービスにつなげてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で行政報告を終わります。

日程第4 議案第31号 令和5年度山都町国民宿舎特別会計予算について

○議長（藤澤和生君） 日程第4、議案第31号「令和5年度山都町国民宿舎特別会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） まず、昨日の議会全員協議会におきましては、皆様からたくさんのお意見を賜り、大変ありがとうございました。

御報告させていただきましたとおり、国民宿舎通潤山荘の今後の管理運営については、従前からの事業を継続していくことを前提として、一刻も早く民営化を図ってまいります。

今後は、譲渡先候補者を選定すべく、選定委員会を設置して、価格基準の設定や評価、また併せて、譲渡申込み予定者の募集、譲渡先候補者の決定、最終的には財産の譲渡という行程になるものと考えておりますが、一刻も早い事業再開を目指して、随時、予算措置を行ってまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第31号について御説明いたします。

議案第31号、令和5年度山都町国民宿舎特別会計、歳出から御説明します。

9ページをお開きください。

1款国民宿舎事業費用、1項営業費用、1目宿舎経営費、本年度予算額599万8,000円を計上しております。前年比71万3,000円の増です。

主に施設の管理費を計上しております。

内訳としまして、需用費、電気料448万8,000円、水道料5万3,000円、委託料140万7,000円は、浄化槽管理委託料12万2,000円と、施設管理委託料は、自家用電気工作物保安管理委託料45万6,000円を計上しております。不動産鑑定委託料は、通潤山荘の土地・建物の不動産鑑定料として82万9,000円を計上しております。18節、負担金及び交付金は、熊本県温泉協会会費5万円を計上しております。

2款基金積立金につきましては、基金利子の積立てとして1,000円を計上しております。

10ページをお願いします。

4款予備費、1項予備費、1目予備費として100万円を計上しております。予備費については、緊急の修理や支出に対応するものです。

次に、歳入です。

7ページをお開きください。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目基金利子として1,000円を計上しております。

2款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金として1,000円を計上しております。

同じく2款繰入金、2項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金として699万4,000円を計上しております。一般会計予算の6款商工費、4目観光施設費、28節繰出金を繰り入れるものです。これについては、後ほど一般会計のほうで説明します。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金として1,000円を計上しております。

8ページに移りまして、4款寄附金、1項寄附金、1目寄附金として1,000円。

5款諸収入、1項町預金利子、1目町預金利子として1,000円を計上しております。

次に、表紙の次のページを御覧ください。

令和5年度山都町国民宿舎特別会計予算。令和5年度山都町の国民宿舎特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ699万9,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

令和5年3月29日提出、山都町長。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第31号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） 不動産鑑定料、82万って安いなと思いました。備品等がたくさんあるうかと思いますが、そっちのほうの鑑定とかは必要ありませんでしたか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） 備品等の鑑定も当然していく必要があるかと思えます。予算の中で評価のほうをしていただきたいというふうに思えます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） 含まれておりますか、備品なんかの鑑定。そよ風パークにおいては、分けるのがいろいろ手間取ったようですが、この80何万に含まれておりますか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） 予算については、基本は土地と建物の評価を基本として計上させていただいております。それと、備品については、施設を買い取られる業者さんと協議をする方法と、実際に備品を評価できる業者のほうにお願いをして、評価をしたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 昨日の全員協議会の中でも、その前からずっとお願い事項として、お風呂だけでも、温泉だけでも利用ができるようにしてほしいという声がたくさん上がっていたかと思えます。

この国民宿舎条例を見ても、第1条に、一番に住民等に保養の場を与え、その福祉の向上と健康の増進を図るとともにという、この目的達成のために温泉施設があったんですし、これを利用して、今すごく困っていらっしゃる方がたくさんおられるということが、もう何遍も出されています。昨日は、それに対して、清和の清楽苑とかパークがありますのでと言われましたけど、それでは行けない方もたくさんおられるわけです。

予算を見てみると、最低限の維持管理の予算しかないようですが、電気代がすごく高いですよ。何とかな、1年間を今まで施設経営をしていた予算と、ちょっとすいません、見比べてないんですが、と同じなんですか、今から1年間こんなに要るんですかというのが一つと、お風呂再開のための、予備費が100万あるということですので、その努力をしていただきたいと思いますが、そのお考えをお聞かせください。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） まず、電気料についてでございますけれども、通潤山荘の電気については、高圧の電力を供給していただいている施設の特徴といたしますか、ですので、基本

料金自体が高くて、基本的には、12か月分、1年分の電気料の基本料金分だけを計上させていただいたところでございます。高压の電気を使いますので、その分ちょっと基本料が高くなっているということで御理解をいただければというふうに思います。

それと、風呂の再開については、できるだけ早く再開をするということであれば、直営でやるしかないと考えておりますが、スタッフの確保ですとか、あと、直営となりますと、会計年度任用職員という形での雇用になりますし、ちょっとまだ課題の整理ができていない状況でございます。その辺りを整理しながら、今後、検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） というのであれば、直営である可能性はまだ残っていると。そして、お風呂開ける、そのための課題整理をして、できるだけ早く示していただけるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） お風呂を開けるときに、電気代ですとか水道代、それと燃料代も当然かかりますので、その経費を積算して、検討内容については御報告させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 繰り返しになりますけれども、本当に、この設置条例の目的に合わせて、それを努力していただきたいと思っておりますし、そういう予算計上であれば、必要な予算だと思っておりますね、開けるための予算としては。できるだけ早くやっていただきたいし、会計年度任用職員さんを雇うということでも、とにかくどういう形であれ、開ける方向で精いっぱいやっていただきたいと思っております。

いつまでにとというのは言えませんかね。本当、待っていらっしゃるんですよ。日々のことでもありますし、昨日言われた、もし再開までに、直営にするにしても時間かかりますよね。その間、清和だったりパークにしておっしゃるのであれば、どうやって行くかということの福祉面の確保も要ると思うんです。その辺に関してはどのようにお考えですか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） 清和の清楽苑ですとかそよ風パークに、基本、移動する場合には自家用車なりを使ってとかバスとかということもあると思っておりますけれども、今まだ検討中でございます。バスを出すとか、そういったところも、現在検討しているところではございますので、固まり次第また御報告をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） すいません、私も4番とちょっと似たような質問にはなるんですけども。

本当に、お風呂がなくて困っていらっしゃる方がどのくらいいらっしゃるかというふうな把握とか、それと、しかもそういう方々はやはり交通の便を持っていらっしゃるというところで、そういったことをセットにして考えていくべきだと思って、今、課長のほうからは、いろいろそういったことも考えながら、また私たちに示したいというふうにおっしゃったんですけども、私はぜひ、企画政策課、公共交通をやっているところ、それから福祉課、人権センターが入浴サービスをしていらっしゃる、それが何件ぐらい困っていらっしゃるかと、それから、もちろん藤原課長のところであるとか、そういう関係各者と私たちの意見交換会みたいなのをぜひ開いていただきたい。

私たちも、実際に町に出れば本当に、困っている話をいろいろ聞くんですね。常々言うように、私たちはやっぱり住民からの意見を集める役割を担っているというふうに思いますので、そういったところも考慮しながら、そういった会議を積み上げながら、そして、今回、当初の1,200万というのから減額になっているわけなんですけれども、もちろん基本的な料金ということは理解していますし、ただ、やはりお風呂を再開していくためには、お風呂の様々な故障類も聞いております。その500万の減額が何に充てるべきものだったのかはよく分かりませんが、やはり更新していく、また補正を組んでいくということも当然しなければいけない作業になってくるかと思うんですが、その関係各者との意見交換の会議等が持てるかなというところをちょっと伺いたいと思うんですが。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） お答えします。関係各者との協議ということでございましたので、ある程度方針が固まり、御相談できる状況になりまして、そういう場を設けるように努力をしていきたいと思っております。議会の皆さんにも御理解をいただかないといけないことですので、そこはできるだけ設けるようにさせていただきたいというふうに思います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 昨日、何回も繰り返して出てきましたけども、今後も、民営化するにしても、目的に沿ってということでしたよね。この目的というのが何回も、昨日も出てきましたが、住民の福祉を増進する目的をもってなんですよね。たった今、この住民の福祉が停滞をいたしております。これがやっぱり一番先に、本当にもう26日から困っていらっしゃいます。今、ほかの議員からもありましたけどもですね。

そよ風パークに行けばいいじゃないとか、清和の清楽苑を借りて、あそこに行けばいいじゃないかと言われるけども、行く交通手段もないわけなんですよね。お風呂代が、結局、タクシーで行ったらもう、往復すれば相当なものだから、もうお風呂の500円ぐらいじゃないわけなんですよね。

本当にこの目的を考えてもらわないといけないんですね。これがもう、5か月も6か月もお風呂にも行けないということでしょう。検討します、検討しますじゃなくて、これはもう常に頭の中に置いて、これを閉じたときから、そういうこういう困った人がいるよねって。そのときからもう、前回の全協のときからこのお話ありました、お風呂だけでも開けてくれないかというのは。

だから、これは本当、今ありましたように、各課で話し合ってもらわないといけないことなんですけど、そのことは、いわゆる民営化にするという昨日の話でありました。いろんな、たくさん、けんけんがくがく話が出たとありましたけども、その中ではこのお風呂の件は、どのようなお話が出ましたか。この目的は、本当、これ困っていらっしやるわけなんですだからね、何とか手だてを早く示してほしいと思うんです。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 先般も千寿苑の話、また、今ありましたようにパークの話、清楽苑の話がっております。直後から、私たちもその検討をしております。検討といいますか、協議をしております。まずは昨日ありましたように、千寿苑については非常に再開が難しいというようなことであります。清楽苑とそよ風パークについては、もう相手方の了解はいただいております。

あとは、今ありますように、交通手段をどうするかというようなことでありますので、これについては、今、山都交通にお願いしとる部分、それからまた南阿蘇交通という、また熊本バスという会社もありますので、そういう方々と、早急にと、予算措置も私も言っておりましたが、今日、この予算には、まだどうするか決めておりませんので、あと福祉課のほうで予算措置はします。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号「令和5年度山都町国民宿舎特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第32号 令和5年度山都町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第5、議案第32号「令和5年度山都町一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） それでは、議案第32号、令和5年度山都町一般会計補正予算（第1号）を説明いたします。

歳出から説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

6款1項商工費です。4目観光施設費において、特別会計予算の見直しを行ったため、27節繰出金の国民宿舎特別会計繰出金を530万1,000円減額するものでございます。

13款予備費は、調整です。

7ページをお願いいたします。

歳入の内訳ですが、20款2項基金繰入金において財政調整基金繰入金の減額補正を行い、基金に繰り戻すものです。

表紙の次のページをお願いいたします。

令和5年度山都町一般会計補正予算。令和5年度山都町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億3,800万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年3月29日提出、山都町長です。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第32号の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号「令和5年度山都町一般会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

令和5年第3回山都町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時34分

令和5年3月臨時会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第31号	令和5年度山都町国民宿舎特別会計予算について	3月29日	原案可決
議案第32号	令和5年度山都町一般会計補正予算（第1号）について	3月29日	原案可決

会議規則第 120 条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員
